

放射性物質の大気拡散予測を活用した緊急時モニタリングについて

1 緊急時モニタリングの目的

県は、原子力災害が発生した際には、原子力災害対策指針に則り、以下の項目を目的として緊急時モニタリングを実施する。

- 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- 運用上の介入レベル（以下、「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供

【運用上の介入レベル】

	基準の種類		基準の概要	初期値の設定	防護措置の概要
措置 緊急	OIL1		数時間内に避難	500 μ Sv/h	区域を特定し、避難等を実施
措置 早期	OIL2		飲食物の摂取制限、1週間程度内に一時移転	20 μ Sv/h	飲食物の摂取制限、1週間程度内に一時移転を実施
摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

2 防護措置を判断するための空間放射線量の測定

警戒
事態

滋賀県モニタリング本部を設置

- 固定型モニタリングポストの監視
- 可搬型モニタリングポスト設置

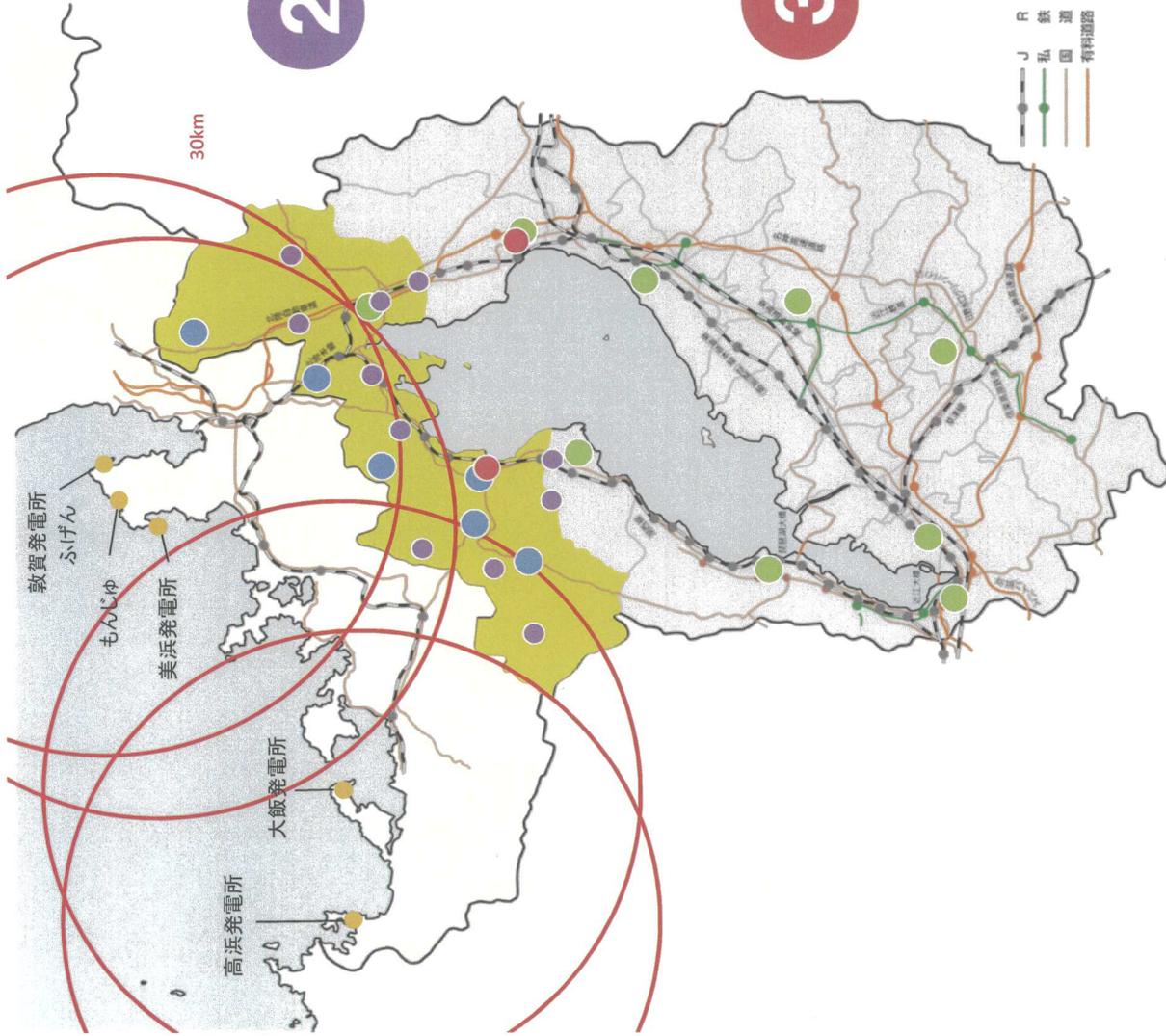
施設敷地
緊急
事態

放射性物質の放出

- 固定型モニタリングポスト、可搬型モニタリングポストを使用し、OIL1 (500 μ Sv/h)、OIL2 (20 μ Sv/h)、0.5 μ Sv/h)を超過しているか判断。
- 放射性物質の拡散予測図を参考に、可搬型モニタリングポストの追加配備先およびモニタリング車走行サーベイルートを検討

全面緊急
事態

【空間放射線量の測定体制】



1 固定型モニタリングポスト 15局

- 設置・測定
平常時から24時間連続測定
- 目的
原子力施設の異常をいち早く把握



● 原子力防災用
6局



● 水準調査用
9局

2 可搬型モニタリングポスト 12台

- 設置・測定
原子力災害発災時に設置し24時間連続測定
- 目的
固定型モニタリングポストとあわせて、小学校区単位での防護措置を判断



● 可搬型
モニタリングポスト

3 モニタリング車 2台

- 設置・測定
原子力施設からの放射性物質放出後、移動サーベイ（走行サーベイ）
- 目的
放射性物質の汚染範囲を調査



● モニタリング車